

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1並びに同項及び同条第2項の規定による請求権を有する者のその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 岩口清志

- 1 請求権を有する者の総数の50分の1 12,374
- 2 請求権を有する者のその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 169,777